

令和8年度 第1回吹田市社会福祉審議会地域福祉計画策定部会議事概要

1 日時 令和8年6月29日(月)午後2時から午後4時14分まで

2 場所 吹田市役所 高層棟3階 災害対策本部会議室

3 出席者ほか

(1) 委員 8名

松木宏史 部会長

菊澤 薫 委員 三条健二 委員 吉川英次 委員 林めぐみ 委員

大槻剛康 委員 山本真弓 委員 森戸秀次 委員

(2) 市職員 6名

田畑 茂洋 福祉部 次長(福祉総務室長兼務)

持永 夏子 福祉総務室 参事

本郷 夏実 福祉総務室 主幹

賀集 恒介 福祉総務室 主査

木村 ちひろ 福祉総務室 主任

中村 海翔 福祉総務室 係員

(3) 吹田市社会福祉協議会 3名

井手本 治夫 吹田市社会福祉協議会 総括参事

新宅 太郎 吹田市社会福祉協議会 課長

朽久保 秀紀 吹田市社会福祉協議会 主幹

4 配付資料

資料1 第5次吹田市地域福祉計画素案(6/19時点)

資料2 第5次吹田市地域福祉計画における評価指標案

資料3 第5次地域福祉計画に掲載するコラム案及び依頼先一覧表

参考資料1 第4次地域福祉計画の評価指標(2024年度末版)

参考資料2 吹田市地域福祉計画 施策体系比較表

5 内容

1 開会

2 議題

(1) 第5次吹田市地域福祉計画素案の検討

資料1 第5次吹田市地域福祉計画素案(6/19時点)

参考資料2 吹田市地域福祉計画 施策体系比較表

事務局 それでは、資料1「第5次地域福祉計画素案(6/19時点)」を御覧ください。こちらは3月末に皆さまにお送りした骨子案の第3章を文章化した計画素案でございます。1ページめくって目次を御覧ください。第1章と第2章については、骨子案の時点で文章化した状態でお示ししておりましたが、第

3章を文章化した際に全体にまとまりが出るよう、文言を修正しています。第1章については表現等の軽微な修正ですが、第2章の2基本目標については、第3章の背景や課題を踏まえて記載している箇所となるため、本文に合わせて変更しています。例えば、21 ページを御覧いただけますでしょうか。(1)地域住民同士のつながりや支え合いの推進について記載した内容の場合、「吹田市の地域福祉に関する実態調査」の結果や、令和7年度地域福祉市民フォーラムにて実施した意見交換会において参加者の方からいただいた意見を記載し、地域住民の交流に関する現状を踏まえた上で、第3章の具体的施策において市の取組を記載しています。また、28 ページ以降の第3章については、庁内推進委員会を開催し、関係室課の意見を反映した内容となっています。

コラムについては庁内や関係室課へ照会した上で、次の第2回策定部会においてお示しさせていただく予定です。

また、46 ページを御覧いただけますでしょうか。施策の方向(1) 権利擁護の推進に記載している成年後見制度利用促進計画については、6月17日に成年後見制度に関する民法改正が成立したことに伴い、内容を修正させていただく予定です。

加えて、56 ページを御覧いただけますでしょうか。再犯防止計画の本文については、現在内容を調整しており、保護司会会長のC委員の御意見も踏まえて作成できればと考えております。C委員、どうぞよろしくお願いいたします。こちらについても、次回会議以降にお示しさせていただく予定です。

なお、基本目標については部会長と協議のうえ修正しており、参考資料2「吹田市地域福祉計画 施策体系比較表」を用いて御説明いたしますので、御覧いただけますでしょうか。参考資料2に記載しております5次計画は、現行の4次計画の施策を組み替えた内容に、5次計画から盛り込む内容を追加しています。修正箇所については、5次計画の基本目標2を「地域住民等と支援者で支え合う体制の充実」から「公民協働で支え合う体制の充実」に、基本目標3を「分野を超えて支援者で支え合う包括的支援体制の基盤強化」から「分野を超えて支え合う包括的支援体制の基盤強化」に修正しています。基本目標2については、3月末に骨子案をお送りした際に、地域住民等の「等」を追加した形に修正しておりました。理由としては、「地域住民」にはそこで活動する住民だけでなく、さまざまな団体や民間企業も含まれることを意図するものでしたが、「等」をつけることでどこまでの範囲を表しているか読み手に伝わりにくくなるのではという懸念から、より伝わりやすい「公民協働」というキーワードを使用することといたしました。基本目標2の「地域住民」や「支援者」という定義をなくしたことから、基本目標3についても「支援者で」を削除しました。

なお、こちらの案については、同じものを社会福祉審議会全体会の委員の方にもメールでお送りしており、意見聴取をしているところでございます。

本日は、初めてお示しする第3章を中心に御意見をいただきたく、委員の皆さまそれぞれの御立場から本文を見た時に盛り込んだ方が良かったと思ったり、読み手に取ってより伝わりやすい表現などがあれば、教えていただければ幸いです。事務局からの説明は以上です。

部会長 各委員の皆さまの専門領域をまずは足掛かりに、お気付きの点やこれも盛り込んだほうが良いのではないか等を出し合っていただくところから始めたいと思います。御意見、あるいは御質問があればお願いします。

A委員 全体的にいただいた文章を読み、基本的にはよく書かれていると思います。いくつかの観点から振り返りも含めてお話しします。一つ目は、全体的に文章が多く、読み切れるかどうかの問題があると思います。私は、3次計画と4次計画、そして今回の5次計画に公募市民として参画しています。3次計画の時にお話ししたかと思いますが、ある地域ではこの計画をテキストにして勉強会をしているところがあります。たくさん文章があると読むだけで精一杯で、実際の内容に触れる部分、例えば自分達の地域でこういうことをやりたいというところまで、ディスカッションに及ばないと聞きます。4次計画でも、同じようなことがあったのではないかと思います。文章が多いことは、ある意味では細やかな情報だと思いますが、読む側からそれをテキストにする側に立った時に、何かもう一つ工夫がほしいです。例えばサブタイトルを付け、3次計画や4次計画からの違いを出していければ良いと思います。

二つ目は、第1章の「課題」と「問題」という言葉の使い方・定義の仕方を、ある程度共有しておく必要があると思います。足元で頑張らないといけないのか、もう少し計画的に時間をかけて進めていくのか、区別しておかないといけないのではないかと思います。たくさんの「課題」と「問題」が散らばっています。このあたりは、区別していく必要があるのではないのでしょうか。

三つ目は、1次計画が2006年からスタートしています。2006年から2010年までが1次計画、今回は5次計画で、終わるのが2032年です。ということは、2006年から2032年まで26年間この計画が進んでいるわけです。対応については事務局にお任せしますが、PDCAを回す必要があると初回から言っています。この計画にPDCAが回っているところは、基本的にはあまりないです。ページの問題もあるかもしれませんが、1次計画における背景や実施したこと、推進していることも大半が2次計画に繰り越されているので、そういうことを整理整頓したページが必要かもしれません。場合によっては、そのことが5次計画の大きなポイントになるかもしれないと思いました。どこかの場面でレビューしておかないと、曖昧なまま進んでしまったり振り返りは各自で行うことになり、共有が難しいと思います。

部会長

ありがとうございます。確認したところ、4次計画の時に第3章の施策の展開は20ページ強で、5次計画の第3章は30ページくらいあります。これは単に量が増えているというよりも、1次計画から始まって2次計画・3次計画、4次計画、5次計画と回を重ねるごとに、地域福祉計画に盛り込みなさいと求められている事項が増え続けている実態があると思います。そこを冗長にならないように、何とかこのページ数で圧縮して表現していると感じています。一通りざっと見ていただいて、例えば表や図にできるところがあれば検討していければと思います。

あと、もう一つも大事なことですが、「課題」と「問題」が並列して出ているという御指摘でした。これは私の個人的な視点も入っていて、必ずしも地域福祉計画の本文がそのような考え方に則って書かれているわけではないのですが、「課題」という場合には、個別課題、一つ一つのケースの抱える、横文字で表現するとニーズというニュアンスが含まれると思います。一方で「問題」という場合には、社会問題や生活問題、地域や社会共通の課題としての捉え方、大雑把に言うとそのように分けられると思います。個別のニーズあるいは個別に各ケースが抱えている「課題」と、それから地域全体で把握しないといけない「問題」の部分が、上手く峻別して書かれていたら文脈的にはそんなに問題はないと思います。ただ、それはあくまでも、特に福祉の問題を整理する時にそういう使い分けをするというだけの話です。一般の方がこれを読まれた時に「課題」と「問題」が同時に出てくると受け止められる可能性もあります。例えばですが「課題」と「問題」という言葉はそれぞれこのようなニュアンスで使っている、ということがどこかにあればと思いました。

A委員

3ページ(1)の1行目「私たちを取り巻く社会問題は少しずつ変化しており」とあります。社会問題としての大きな波は少しずつの変化ですが、足元の変化はかなり急激だと思います。これをまとめて「少しずつ」というのは理解できないので、説明していただくか、解説が必要だと思います。

部会長

3ページの該当箇所は、それに続けて「少子高齢化はもちろん、異常気象による自然災害、物価高騰による貧困」と、今現在社会全体が直面しているさまざまな問題を列挙する内容になっています。「少しずつ変化」しているというよりも、文脈としては「多様化している」とか「多岐にわたる」等のほうが、よりしっくりくるのではないのでしょうか。

B委員

A委員が言われたとおりですが、一つ急激に変化しているのはA I関係です。スマートフォン等、SNSの利用によっては、非常に問題があるアルゴリズムが存在しますが、それがどんどん脳を汚染していくとして、こども家庭庁の全国的な会議の中では、A Iの進歩に追い付いていないと行政が認めてい

ます。そのような急激な変化もあるし、少子高齢化とか徐々に迫ってくるような変化もありますので、そこを使い分けたほうが良いと思います。今の関連では、以上です。

そのまま続けて申し上げます。第2章が今日まであまり議論されないことには、違和感があります。あまり時間を取って議論していないし、2月の全体会からかなり時間が経ち、その間に先ほど事務局がおっしゃったように成年後見の関係として民法改正があり、社会福祉法の改正も同じ6月にありました。4月7日くらいに提案されていますので、2か月半以上ありました。資料1の5ページについて、前よりはだいぶんわかりやすくなりましたが、ここに今回の改正内容が書かれていませんが、ここは重要です。令和8年6月の社会福祉法の一部改正の中で、福祉サービスの提供原則というものが第5条にあります。そこに、利用者の意思決定支援に配慮することが新しく入りました。これは後で成年後見の計画につながってくるので、入れておく必要があると思います。

もう一つは、包括的支援体制を目指すのであれば、社会福祉法改正の第6条に福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務という項目があり、その2項に地域住民等と密接に連携、いわゆる公民協働をもっとしっかりやりなさいということが新たに入りました。それから前から申し上げているように、今回の地域福祉計画、あるいは6条の条文の中にも、保健・医療・労働・住まい・教育、地域再生・防災・そして消費者の利益擁護と増進等も地域福祉計画に追加して入れる、あるいは、6条の2項に同じように提供体制の確保として、国と地方公共団体が努力義務として努めなければいけないとなっています。これは成年後見の関係や包括的支援体制を充実していくとして、また後でつながってきます。だからここをきちっと入れなければいけないと、5ページで言いたいのです。5ページはやはり長いですね。地域住民が見るわけですから、大事なことは、まず地域共生社会を実現するということで社会福祉法第4条です。ここが大原則です。省略して言うと参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならないです。要するに、地域住民が主役や主体だということも書かれていますが、吹田市が言っているのではなく、法律で決まっていたとしたほうが、吹田市としても言いやすいのではないのでしょうか。そして、それを整備するために第106条の3に包括的支援体制を整備しましょうとされています。ここに基本目標1から3に対応するようなことが書かれています。しかしまだまだ上手くいっていないので、次に重層的支援体制整備事業を包括的支援体制の整備の一つの手段として創設したとします。地域共生社会、包括的支援体制、重層的支援体制整備事業、これらの流れ・ポイントをしっかりと固めないと、途中で地域包括ケアシステムが出てきても、よく似た名前でも混乱します。後々地域包括ケアシステムは、一切出てこないで、ここをもう少し整理していただきたいです。また、この地域福祉計画は、包括的支援体制の整備のために

策定すると7ページに書かれていますが、本文を確認していくと、19ページには「地域共生社会の実現をめざす」と書かれているので、どちらなのか迷います。どちらかと言うと、地域共生社会の実現のほうが多く書かれていますので、目次の前の「はじめに」のところに、この計画は包括的支援体制の整備を目指して作っていると出さないと、その後の本文に続かないです。

6ページに地域共生社会のイメージ図があります。作成にチャレンジして素晴らしいと思いますが、これは計画として今後に残ります。吹田市は、重層的支援体制整備事業を去年始めたばかりです。やっと始めたところが、地域共生社会を語れますか。語るのであれば現在の吹田市版とするか、あるいは、厚労省で出している地域共生社会のイメージ図を参考に出すかどちらかしないと、これが地域共生社会と思ってしまいます。

7ページは先ほどと同じで、包括的支援体制の整備のために策定すると思いますが、地域共生社会の実現がたくさん出てくるので迷ってしまいます。

17ページの社会福祉協議会のイメージ図に、4次計画から5次計画までの中でけんりサポートすいた等の新しい事業ができたことは、メンテナンスされているのですか。これからされるのであれば良いのですが。

次に、20ページに総合的支援のネットワーク図があります。4次計画の時に、総合的支援のネットワークと包括的支援体制と包括的相談支援体制とどう違うのか聞きましたが、その時の事務局の方からは的確な回答がなかったです。いきなり第2章の最初にこれが出てきますが、その後「総合的支援のイメージ」という言葉は出てきません。包括的支援体制に似通ってきているので、書くのであれば包括的支援体制のイメージにバージョンアップしたほうが良いのではないのでしょうか。特にCSWを間に入れていますが、狭間の問題に対して取り組んでおられるのはCSWだけではありません。申し訳ないですがCSWは相談件数が年間2,000件もないことに対し、地域包括支援センターは片山の地区で3,000件もあります。CSWは個別相談だけでなく地域づくりもやっており、地域包括支援センターとしてもこれから地域づくりをしないといけないと言われているので、このイメージ図はかえって混乱するのではないかと思います。

部会長

ありがとうございます。主に第2章の構成を含めた御意見かと思います。特に5ページについて、用語の整理や現在に至るまで国の示している法的な位置付けを、もう少し明記したほうが良いのではないかという御意見がまず大きいかと思います。確かに、現在の5ページにはこれまでの流れは丁寧にありますが、御指摘のように法的な部分についてはあまり明確に書かれていません。今回社会福祉法が改正されたこともありますので、社会福祉法の中でどのように語られているのかを丁寧に書く、それは5ページに載せるのか、それとも一つの案ですが、「はじめに」を書き起こしてそこに入れるのかは御検討いただくとして、その方向で考えていくということによろしいでしょう

か。

それから、書きぶりが非常に難しいと思いますが、意思決定支援の部分について、今後の方向について断片的に新聞報道等で出てくる部分はありますが、まだ国も全体像については明確に示せていない段階と私は理解しています。ですので、全体的なことは示せないにしても、令和8年6月に意思決定支援を重視する、そういった権利擁護体制のあり方に大きく舵を切ることになったと入れ込んでも良いと思います。

事務局

御意見ありがとうございます。文章の表現につきましては、いただいた御意見を踏まえて修正を検討させていただきます。

文章の量が多い点につきましては、おっしゃるとおり4次計画から5次計画にかけてボリュームが増えている状態です。こちらを地域で教科書のように使用していただいているのは、非常に有難いことです。御意見を踏まえ、内容をわかりやすく記載する予定ですが、4次計画同様に概要版の作成を検討していますので、計画冊子と概要版を使い分けながら、地域の方々には地域福祉計画を使用していただけましたら幸いです。

部会長

もう一つ、6ページの地域共生社会のイメージ図については、委員がおっしゃるように、吹田市が現時点で考えているものだとどこかにわかるような文言を入れることと、あと、ページ下に空白がありますので、例えば国が示している地域共生社会のイメージ図と並列で示し、国はこう言っています、吹田市の令和8年度の計画を考えている時点ではこうです、という感じにしても良いと思いました。

それと、20ページの総合的支援のネットワークイメージ図は、確かに他のものと似通ったものであり、6ページのイメージ図と混在する印象を与えます。これについては、載せるのか載せないのかも含めて御検討いただけたらと思います。

事務局

委員の皆さま、御意見ありがとうございます。6ページの地域共生社会のイメージ図について、現在はサイト自体が廃止されていますが、国の「地域共生社会のポータルサイト」というサイト上で、6ページに記載しているイメージ図そのままの内容が国のイメージ図として掲載されておりました。サイトが廃止されたことで、当サイトからの引用と表せなくなったことから、事務局で同内容の図を作成した経緯があります。国が示している地域共生社会のイメージ図等がいくつか存在しますので、委員からの御指摘も含めて再度確認し、より良くなるように検討したいと思います。

また、20ページの総合的支援のネットワークイメージ図については、4次計画の時から同様のイメージ図があり、5次計画にかけては、CSWが色々な分野や地域で垣根を超えてつないでいく視点を追加しています。4次計画

のイメージ図の検討の経過を調べると、一番外枠の市全体のところに、現在の案では障がい関係、高齢関係など、〇〇関係という表記がいくつかあると思いますが、各分野の機関等の名前を割り当てていたものが、最終検討の段階で現在のような表記に修正となりました。地域包括支援センターも多様な業務をされている中、どのような表現が適切か、今の御意見も踏まえて所管の室課とも検討しながら、よりブラッシュアップできればと思います。

B 委員 ありがとうございます。事務局がおっしゃった国のサイトが見れなくなったということは、今回の社会福祉法の一部改正の中に、国は地域共生社会の理念を再整備するという考え方を込めており、考え方等を少し変えています。このような経過もあり、以前の図は国も削除しているので、最新のものを活用されるのが良いのではないかと思います。

それから5ページについて、ニッポン一億総活躍プランは一番初めの出来事なので入れても良いと思いますが、地域包括ケアシステム等はナシで、すべて社会福祉法の改正、一部改正等でまとめたほうがスッキリします。一般の方々は、社会福祉法と聞くだけ、見るだけで、「ううっ。」と詰まる方が多いと思います。私もこの意見を言う前に、いつも現場の訪問系介護福祉士等に見てもらっていますが、ほとんどの方が、地域包括ケアシステム、地域共生社会、CSWを知りませんでしたので、よろしくお願いします。

A 委員 確認ですが、用語集は出す予定ですか。用語集は第4次の時も最後に書かれています。これまでの議論を踏まえると、単に言葉を説明するのではなく、他のページとの関連づけたほうが理解できると思います。よく学術のテキストにはすべて用語が記載されていますが、そうではなく、ここはポイントだから用語集を読んでもほしいというような誘導の仕方を工夫してもらえたらと思います。

部会長 ありがとうございます。索引の逆みたいな感じですね。本文からたどれるようにするという事で、用語集を活用してそのあたりの概念整理をという御意見でした。

C 委員 28 ページの計画の施策体系の中で具体的施策、その一番下に「地域福祉のセーフティネットの拡充」とあります。4次計画の時は、この下に「吹田市再犯防止推進計画」という項目を入れていただいていたと思います。これはどういう経緯で抜かれたのでしょうか。併せて、今再犯防止推進法に基づいて今までよりも自治体の責務が重くなっています。地域福祉の中でも、我々が支援している対象者は刑法を犯した人で少し特殊ではありますが、地域の一員として迎える中で、地域福祉計画と再犯防止推進計画を大事にしていきたいと思っています。「地域福祉のセーフティネットの拡充」として、具体的に

は、再犯を防止することによって犯罪を減らしていく取組をしています。地域福祉計画に盛り込む内容が増えているとのことですが、その中でもこういうところも押さえていかないと、安心安全なまちづくりを支える体制にはなっていないということで書かれた経過、あるいは国の推進計画が施策として取り込まれてきた経過があるので、大事にしていいただければと思います。地域共生社会であれば、更生の意思のある方は元刑法犯であっても、我々としては一緒にまちづくりや活動をしていきたい思いがあります。そのような部分を入れてほしいと思います。

事務局

28 ページの図に計画名の掲載はありませんが、本文に溶け込ませる形で再犯防止推進計画の内容を記載しています。例えば 34 ページの「②みんなの居場所づくり」の下から 5 行目に「犯罪・非行をした人も地域から孤立させず」と入れることで、再犯防止について記載しています。また、38 ページの「①つながりを意識した福祉や子供、若者の制度の充実」にも社会を明るくする運動のことを記載しています。45 ページ「②就労と働きやすい環境づくりへの支援」の具体的施策の 2 段落目「再犯や再非行を防止するために必要なこと」にも記載しています。5 次計画では、計画名を具体的施策に現段階では記載していませんが、書きぶり等については検討し、本文のなるべく色々な場所に散りばめるような形で記載したいと考えています。

C 委員

内容はわかりましたが、施策の体系の中でどのように自治体として重点を置いているかは、本文に書いているよりも 28 ページに取り上げることでインパクトも変わってくると考えています。国の再犯防止推進法の中で自治体が計画として策定し、それを実施していかなければいけないと記載がありますので、重点施策として取り上げていただければわかりやすいのではないかと思います。できれば載せていただければ有難いです。

部会長

書きぶりも含めて検討していただくということで、よろしくお願いします。

D 委員

51 ページの「重層事業の全体イメージ例」について、先ほどの 20 ページもありますが、こういうイメージ図では丁寧に説明したほうがわかりやすいと思います。読んでいくと、【1】がきて、次に【5】【6】がきて、【4】がきて、と番号が行ったり来たりします。また、「受けとめ隊」「地域の相談窓口」がイメージ図の中にいないので、それらの説明も入れた上で順番に番号を振って説明すると、よりわかりやすくなると思いました。

また、先ほど 20 ページの図の話が出ていましたが、4 次計画に掲載された図を確認するとカラーになるとまたイメージが違うと思います。ただ、この図についても、例えば図中に出てくる「地区福祉委員」、「民生委員・児童委員」、「保護司」等は、前回 4 次計画では最初の 2 ページ、3 ページに活動内

容が掲載されています。色々な委員がいて、活動内容やそれぞれ皆支え合っているという記載が、今回は消えてなくなっています。この部分があると、20 ページはすごくわかりやすくなるのではないかと思います。

事務局 御意見ありがとうございます。おっしゃるとおり、読み手の方にとって図がよりわかりやすく伝わるような表現の仕方、4 次計画の 2 ページに記載しているような言葉の説明等について表現を検討したいと思います。

部会長 特に御指摘のあった 4 次計画の表 1 の自治会活動からボランティア活動までの説明、相談機関についても社会福祉協議会や地域子育て支援センターまで、入り口のところでこの説明があると非常にわかりやすいと思いますので、構成も含めて御検討いただけたらと思います。

E 委員 34 ページに「みんなの居場所づくり」というタイトルがありますが、少し漠然としていると思いました。今の社会を見た時にニーズがたくさんあると思います。独居高齢の方や若年層で不登校の青少年の方、障がいのある方等、それぞれ細分化して考えたら、この人達の受け皿づくりとして、社会参加までの温かい地域づくりがワンステップとして必要ではないかと思います。「本市では、誰もが参加しやすい居場所づくりや活動の維持に向けて、取組や運営方法の周知といった情報発信に力を入れていきます。」と文面の最後の括弧にありますが、情報発信に力を入れる前に、誰もがフランクに覗けるような、温かい居場所が早急に必要だと思います。現在も居場所は数多くあると思いますが、それも明確にしてほしいです。山田の自閉症の方の居場所でボランティア活動をしたこともあります。教室の開放の工夫など、行政や民間団体等においてももっとできることがあると思います。周知の前に取組の中身をもっと強力に進めてほしいです。

部会長 ありがとうございます。確かに居場所づくりの点で、社会参加はすごく大きいと思いますし、やはりそこにつながらないといけないところもあります。御指摘のあったように、情報発信に力を入れることもさることながら、そもそも地域に独自で開設されている居場所等、市が把握しきれていない集まりもあるかもしれません。単に情報発信というよりも、情報発信にもう少し言葉を足して、居場所づくりの活動そのものを後押しするような表現をとということかと思いますので、そのあたり御検討願います。

F 委員 この「みんなの居場所づくり」は色々なニーズに応じて開設されていると思うのですが、ここに記載の居場所づくりは、対象者がどなたかざっと読むとわかりづらいです。ただ、文章を読んでいくと、同年代、同じ立場の人との交流の場所や、色々な年代の人と交流できる場所もありますので、そうい

う意味ではさまざまな交流場所・居場所づくりを想定されていると思います。その対象者が、明確にわかれば良いなと思います。コラムの中で色々な居場所があることを記載する予定だと思いますので、例えば図等で示されると、よりわかりやすくなるのではないかと考えました。

部会長

ありがとうございます。より具体的にこういう悩み事を抱えている、つながりを求めている人が、吹田にはどのような場所があるのか、全てはもちろん無理ですが、例示があればということだと思います。コラムでカバーされる部分もあると思いますが、例えばこういう居場所が現在各地で取り組まれているという言葉があれば、間接的な広報にもつながると思います。是非御検討願います。

B委員

先ほどC委員がおっしゃったとおりだと思います。3つの計画を並列して、特に更生保護対象者の方は地域共生社会の中で最も共生していかなければいけない方達なので、ここの計画名が削除されると、何のための地域共生社会、包括支援体制かと思います。実態調査でも、若い方が保護司さんにもものすごく理解を示されていたので、今がチャンスです。若い人も福祉にあまり関心がないというよりも、自分が貢献している実感を得られることに敏感な方が多いと思います。

居場所づくりについて、F委員もE委員もおっしゃったとおりで、私も気になっていたのは定義がないことです。こども家庭庁で子供の居場所に関する指針があるので参考にすれば良いと思います。2次計画か3次計画で「まちの縁側」という居場所づくりの取組を重点施策にしていました。しっかりした冊子も作られていましたが、それが途中で立ち消えになっています。議事録を確認しましたが、その時はやはり定義があやふやでした。非常に大事なことですが、ここでプラスの面だけではなくマイナスの面もよく考えないといけないと思います。34 ページに、非行とか罪を犯した人にも居場所づくりが重要だとありますが、これは甘過ぎます。ここが怖いところです。自分ではボランティア活動として良いことをしていますよと喋ってかえってすごく傷つきます。それ以前にそういった方々が、居場所があることは知っていてもやっぱり行けないこともあります。そのため、行けるような道筋を立ててあげたり、そのためには地域が包容しないといけないです。このあたりが抜けているので、非行とか罪を犯した人を受け入れるつもりならしっかりした定義づけと対象者が必要だと思います。また、受け手の支援者の人達は専門性がないとダメです。E委員みたいに熱心で経験豊富な方は別として、経験と専門性がないとかえって排除してしまい、余計に追い詰めてしまうことになってしまいます。もちろんすごく良いことではありますが、そのためには専門性を高める努力が必要です。吹田市で家庭児童相談室がやろうとしている児童育成支援拠点事業があります。これは、家庭支援事業が6事業ある

中で、一番難しいと思います。それを家庭児童相談室が公募して来年4月から実施しようとしています。ここの根本が、専門的な言葉でパーマネンシー保障です。虐待により親子が分離する前に、家庭への支援で色々できることがないかということです。要支援児童とか要保護児童で、不登校がずっと続いている等、本当に難しい方々ですが同じような形で居場所となっているので、対象者層はきちんとわかるようにしなければいけないと思います。居場所づくりは大事だけど決して甘くない、かえってマイナスになることを肝に銘じないといけないと思います。

第3章の32ページに地域で活動される団体ということで、前半部分で「身近な相談員」とあります。民生委員さんはそうかもしれませんが、保護司さんはこの表現はどうかと考えます。また、もう少し下に、色々な課題を「解決する」とまで書いています。確か以前に、実態調査の中で、民生委員さんに関する設問を検討した際に、解決する場合もあるかと思いますが、解決までを目的とせず情報提供や相談等のレベルだということだったと思います。解決になると、基本目標3の包括的支援体制のど真ん中になってきますので、ここまで民生委員さんや保護司さんに求めておられるのか気になりました。

41ページの社会貢献のところで、ここに書かれている包括連携協定、施設連絡会の関係、あるいは防災関係については、どちらかというと第2章の現状について書かれていることがほとんどです。現状と課題など、その一連の流れのつながりが悪いなと思いました。それが、後に出てくる評価指標と関連性がない部分が多いことも先に言っておきます。

第3章最後の46ページ(1)「権利擁護の推進」で、その後に成年後見制度のことが書かれています。これだけだと、権利擁護イコール成年後見制度の関係と捉えられる可能性があるので、タイトルは「権利擁護の推進」で良いですが、①は、以前は重視としていましたが、法改正では配慮となっていますので、「意思決定支援に配慮した福祉サービス等の提供」のようにして、②は、「権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築と強化～成年後見制度利用促進計画～」にした方が良くないでしょうか。本文は、ほとんどが成年後見のことばかり書かれています。意思決定支援は社会福祉法ですから、全分野共通です。しかし、第4次の地域福祉計画を検討していた時から、児童虐待など子供関係の権利擁護や意思決定支援についての議論がほとんどされていません。例えば児童相談所の方は0歳の赤ちゃんにも意思を伺う努力をされていますが、ほとんどの福祉関係者はそんなことはしないでしょ。だからまず、大原則として、行政や事業所などこれから福祉サービスを提供する方々は、まず意思決定支援に配慮しましょうと説明します。そして2番目に、それらも含めた地域の権利擁護支援ネットワーク、要するに市民後見人の養成、あるいは中核機関の機能を充実しようと説明します。地域の権利擁護支援ネットワークを強化するという点で一番ふさわしいのは成年

後見だからです。

部会長

ありがとうございます。確かに居場所は設定の仕方を間違えると、居場所そのものがスティグマになってしまう危険性もあります。実際、子供食堂が普及する初期の頃には、子供食堂に行く子達は御飯を食べられない子であるかのような世間の視線があったと聞いています。そういう意味では、居場所づくりは諸刃の剣のようなところがあると思います。また、難しいのが対象を設定しないといけない一方で、限定しすぎると、今度は社会参加の間口を狭めてしまいかねないところで、バランスが非常に難しいと思います。34 ページに関しては、情報発信に力を入れることはもちろんのこと、それだけでなく、市として情報収集、情報発信と活動の後押しをするという旨を盛り込むことと、併せて改めて読んで感じたこととして、本文の下から6行目からの「犯罪・非行をした人も地域から孤立させず」の「させず」が引っかかります。「犯罪・非行をした人が地域から孤立に追い込まれないように」、あるいは「孤立状態に陥らないように」と、「する」とか「させる」ではなく、状況としてそうならないようにという書きぶりのほうが良いと思いました。

46 ページの権利擁護については、成年後見制度の利用促進計画にここで触れないといけないこともあり、成年後見制度の位置付けや説明、利用促進に向けて何をするのか等、どうしてもボリュームが多くなってしまいます。ただ、御指摘のように成年後見制度が権利擁護活動のすべてを指すわけではありませんので、分量的には厳しいかもしれませんが、意思決定支援に配慮した福祉サービスの提供へと今後変わっていくことや、子供の虐待やDV被害者等、その他にもあげだしたらキリがないですが、現に権利が侵害されている方の問題についても、権利擁護の推進の項目で考えていくと入れていただけたらと思います。

事務局

御意見ありがとうございます。34 ページの居場所づくりにつきましては、どのような立場の方にとっても居場所は大切ということと、人とのつながりが薄れてしまっている現代だからこそ、重要性や効果に重きを置いて記載したものです。書きぶり等につきましては、検討します。

46 ページの権利擁護の推進のページですが、委員がおっしゃったとおり、成年後見制度が権利擁護のすべてではありません。読み手にとってイメージしやすい書きぶりや図・イラストを用いて、もう少しわかりやすく整理できないか、検討します。

事務局

46 ページの権利擁護の推進の施策について、民法改正が成立したことに伴い、併せて本文の修正が必要と認識しています。まだ成年後見制度の正式な名称が出ておりませんので、表題そのものが変わってしまう可能性もあると考えています。また、7月2日の権利擁護支援に係る地域連携ネットワーク

協議会でも、現状のものにはなりますが、権利擁護の推進に係る本文を委員の皆さまにも提示して御意見をいただく予定です。

A 委員 41 ページの「■防災に関する協定に基づく取組」と、55 ページの「②地域の安心・安全を支える体制の強化」について、「■防災に関する協定に基づく取組」は、企業・団体と協定を結んでいることと、吹田市が連合自治会と防災協定を結んでいることによって、この 55 ページにつながる個別避難計画の推進、徹底、作成につながっていくので、「■防災に関する協定に基づく取組」を一つだけに絞って紹介しない方が良いのではないのでしょうか。

55 ページについては、個別避難計画を作成することがメインで、その成果物の一つとして災害時要援護者名簿を作るということだと思います。吹田市が今年・去年にかけて、福祉防災の講師を招いてセミナーを開き、個別避難計画や要支援名簿作成の背景等、御説明いただいたと記憶しています。そのあたりの話を盛り込むと、体制の強化としての記載がより肉厚になると思います。

G 委員 49 ページについては、法改正の内容に応じて今後検討するということで、コラムの「身寄りのない高齢者への支援について」についても内容は変わるのでしょうか。

また、45 ページの「就労と働きやすい環境づくりへの支援」ですが、今回の資料を読ませていただくと、「つながる」という言葉がどの項目からも出てきます。一度つながりが切れた人達をもう一度つなげるのは、すごく大変だと実態調査を見て感じました。「つながり続けられる」とはどういうことか、今回のこの資料ですごく感じたところです。今つながっている社会からつながらなくなった人をもう一度つなげるためには、地域としてどんな働きかけができるのか。感想になってしまいますが、今回考える良い機会になりました。

部会長 ありがとうございます。つながるという言葉は、福祉の色々な場面でキーワードのように使われますが、具体的にこのようにすれば人はつながることができるという答えが見つからない、それを問い返しているのが地域福祉活動だとも思います。非常に重要な視点かと思います。

49 ページの「身寄りのない高齢者への支援について」というコラムは、民法改正に伴って書きぶり等が変わるのかという御質問ですが、事務局としてはそれに合わせて変更するという認識でよろしいですね。ありがとうございます。

B 委員 全体的に、実態調査の結果の一本足打法ですね。色々なデータがありますが、限られた回答者、それも統計分析していない、クロス集計も同じ設問

内の年齢別・性別・地域別はされていますが、設問間はほとんどされていません。それで結構言い切られている印象です。しっかり精査しないといけないと思います。21 ページについて、全体会でも申し上げましたが、福祉ボランティアに参加していない人が 78%、前回よりも 5%前後増えたということです。前々回は、88%が参加していなかったんです。それを継続性で見ている中で参加していないと言い切っていますが、では何故参加していないのかという要因分析が全然ありません。前回でいうと、学業とか介護で時間がない方が 40%強、それとは別に知る機会がない、きっかけがない方が 3割強、そして福祉ボランティアはハードルが高いという方が 10%くらい、合わせて 4割強あるわけです。それらの方は、潜在的福祉ボランティアになる可能性があります、分析ができておらず把握されていません。本当はこれを現状と課題に入れて、ボランティアセンターやラコルタの認知度が低いことが課題であるとする等、こういったことが P D C A だと思いますが、3次計画から同じで回っていません。本来は、前回の 4次計画の実績を踏まえた結果のフォローをしないといけないわけです。それができていないから、毎回同じ繰り返しになっています。

あともう一点、基本理念はつながりですが、基本目標は 1～3まで全部支え合うシリーズになっています。これはチャレンジで良いと思いますが、ハードルを自ら高くしているのではないかと思います。と言うのは、今回の「法改正の概要」の 1 番目に、地域の実情に応じた包括的支援体制の拡充がきています。基本目標 1 について言えば、吹田市も 40 万人弱の都市なので、実情に応じてしっかり支え合いまでしている地域もあれば、全然つながりもない地域もあるわけです。「地域の実情に応じた」を入れないと、ハードルを自ら高くして、6 年後の評価は大丈夫なのかと思います。基本目標 2 も同様です。公民協働でなかなかつながっていないから、今回の社会福祉法も密接な連携を取りましょうということを、国と地方公共団体への努力義務として新たに設定したわけです。それが吹田市の場合はつながることが精一杯なのに、ここでも支え合うと入れています。これについても、地域の実情に応じて違うわけです。自らハードルを高めることは良いのですが、しっかり責任を持っておられるのですか。最後に基本目標 3 の包括的支援体制の基盤強化ですが、包括的支援体制自体がつながっていないといけないということです。これは既につながりという意味が入っています。基盤の整備だったらわかりますが。これも前に言いましたが、強化ということは今現在整備されている仕組みがあり、それを強化するということだと思います。しかし本文を見ると、このような仕組みが必要だと 2つ3つ載っており、自ら否定しています。ここも評価をする前に、包括的支援体制の整備は具体的に何を表しているか言えますか。そこがはっきりしないから、重層的支援体制整備事業もこのままではなかなか上手く進まないと思います。基本目標 2 について、前は地域住民と支援機関で支え合うとなっていたものの公的な制度のことばかりとなってお

り、それをかなり修正して辻褄が合うようにされていますが、合っていないところも結構あります。「地域の実情に応じた」を入れるとか、「支え合う」をやめると、ハードルが下がるというか、それが私は普通だと思っています。あえて入れるのは良いですが、きちんと評価指標なりを設定できますか。あるいは、5年後6年後事務局の皆さんはおられますかということです。

部会長 基盤強化のところは以前も指摘がありました。それ以外のところも、この後評価指標の話に移ってまいります。そのあたりとも辻褄が合う内容になるように、との御指摘かと思います。

(2) 第5次吹田市地域福祉計画の評価指標の検討

資料2 第5次吹田市地域福祉計画における評価指標案

参考資料1 第4次地域福祉計画の評価指標（2024年度末版）

部会長 では、続きまして議題(2)「第5次吹田市地域福祉計画の評価指標の検討」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、資料2「第5次吹田市地域福祉計画における評価指標案」を御覧ください。こちらは、4次計画の評価指標を5次計画の施策体系に合わせて組み替えた内容に、庁内推進委員会において出た意見を踏まえて修正したものです。4次計画と比較して新しく追加・修正した評価指標案には下線を引いて記載していますので、そちらを中心に御説明させていただきます。なお、現行の4次計画における評価指標については参考資料1でお示ししておりますので、適宜御確認いただければと思います。

 それでは、はじめに基本目標1 地域住民同士のつながりや支え合いの推進の施策の方向(2)地域福祉活動に関する支援に記載の評価指標「心のサポーター養成者数」は、所管室課より依頼があったため新しく追加しています。

 次に、基本目標2 公民協働で支え合う体制の充実の施策の方向(1)福祉・健康への取組の充実に記載の評価指標、裏面の2ページ目に記載している「吹田市社会福祉協議会施設連絡会の会員施設数」については、具体的施策③「地域貢献活動をする事業者との連携」を5次計画から新設したことに伴い、新しく追加しています。

 また、同基本目標内にある施策の方向(2)暮らしを支える環境の整備に記載の評価指標「就労支援事業に参加した生活保護受給者等の就労率」につきましても、所管室課より依頼があったため新しく追加しています。

 続いて、基本目標3 分野を超えて支え合う包括的支援体制の基盤強化の施策の方向(1)権利擁護の推進～成年後見制度利用促進計画～に記載の評

価指標「けんりサポートすいたの相談件数」は、センターが設立されたことを踏まえ、新しく追加しています。

同基本目標内にある（２）地域福祉のセーフティネットの拡充の中に具体的施策①重層的な支援体制整備の推進 ～重層的支援体制整備事業実施計画～を記載していることから、評価指標として「多機関協働事業者の（延べ）相談件数」「重層ミャクミャク会議等の会議開催件数」「参加支援プラン作成件数」の３点を新しく追加しています。

同施策内に記載の評価指標「コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）の（延べ）相談件数」については、他の評価指標と記載方法を揃えるため、現行の「相談対処件数」から「相談件数」に修正しています。「地域包括支援センターの相談件数」については、現行の「センターの認知度」から「相談件数」に変更しています。変更理由としまして、センターの認知度調査が３年に一度の実施であることと、１つ下の枠に記載の「障がい者相談支援センターの相談件数」を所管室課の依頼により追加したことに伴うものです。また、ただいま御説明した「ＣＳＷの相談件数」、「地域包括支援センターの相談件数」、「障がい者相談支援センターの相談件数」の３つの相談機関に関する評価指標に加えて、基本目標１の評価指標である「小地域ネットワーク活動の延べ参加者数」、「ふれあい交流サロン設置数」の２つの評価指標を合わせた合計５つの評価指標についても、重層事業の進捗管理をするための評価指標として位置付けることとしました。

評価指標案については今回初めてお示しするため、今後も御意見を踏まえて修正を加えていく予定です。この評価指標案に対して追加したい評価指標やその他御意見等をいただけましたら幸いでございます。事務局からの説明は以上でございます。

A委員

評価指標のポイントとして、目標値が達成できないと何が困るかを共有しないと、推進が難しいと思います。主要な評価項目は、何故この目標値になったのか、お互いに開陳しながら共有しないといけないと思います。例えば進捗の具体的な目標を作って共有することが、目標の達成の近道だと思います。６年間は長いので、例えば３年目では勢いよく７割くらいまで目指すというようなことがあれば良いと思いました。例えば、参考資料Ⅰをベースに話をすると、最初に「自治会加入率」がありますが、2024年度が41.7%とありますが、色々な人の話や肌感覚では３分の１を割っているかもしれないと思います。中には20%を切って、それでも自治会活動を頑張っておられるところも知っています。そんな中で目標値を60%にするとされておりますが、どのような方法で達成するのかということをおある程度課題化しておく必要があります。ある人に聞くと、60%は何年か前の加入率です。その時の世の中は非常に平和だったと、落ち着いて自治会活動ができたということです。世の中は変わっているの、それをトレースして60%と設定しても、意味がな

と思います。それから「認知症サポーターの養成者数」について、目標値の中で1の位までを明確に出しているのはこれくらいだと思いますが 37,466 人としています。もしこれがクリアできなかったら何が問題なのか、そこが共有されないと、37,466 人を達成できないと思います。私は認知症サポーターであるため目標値の人数のうちの一人ですが、私が認知症サポーターでなくても世の中は回ります。例えば、想定される当該対象者の方を皆でサポートするには、最低何人必要だという何かのシミュレーションがないと、この数字は出てこないです。それと「民生委員・児童委員の人数」の目標値が 551 人について、最新の実績値では 504 人になっているということは、全国的に 90% くらいの達成率と聞いていますから吹田市も同じかと思います。これは個別に積み上げていく方法しかないわけです。積み上げることが現実的にできない、3 年任期がクリアできないのだったら、民生委員協力員制度が全国で何か所か実施されているので、そういうものの導入も施策の中に入れる等、施策自体は達成できなくても、そういうアイデアを出していくことが大事だと思います。「地域密着型サービスの整備箇所数」が上から 9 か所、3 か所、4 か所、22 か所、10 か所とありますが、これで足りるのですか。あと 10 年近く高齢者は右肩上がりに増えていくと思います。そこをフォローするのに、この数字で大丈夫ですか。何か根拠があれば、教えてほしいと思います。

それともう一つ、公的施設の利用状況、例えばリサイクルプラザ、公民館、図書館、博物館、平和祈念館、交流活動館等の公的・半公的な施設がありますが、そこにその年度どのくらいの方が見学に行かれたのか、又は出入りされたのか。逆に言えばその施設がどれだけ活用されているか、定着しているかということが一つの指標になると思います。公民館の会議室の稼働状況については確か公表されていると思います。吹田市は、52 か 54 くらいの稼働率だと思いますが、おそらくいっぱいだと思います。半分を超えたくらいであればフル稼働になっている状態だと思います。数値によって皆に共有していくとして、その理由付けが必要だと思うので、そこは整理整頓していただければと思います。

部会長 ありがとうございます。指標の説明でしたが、目標値を設定する際に根拠のある数値であることと、実態に即した目標値である必要があるのではないかと、自治会の加入率等を例にあげて御指摘があったかと思います。確認ですが、目標値の設定は次回以降の会議で具体的に議論に入っていくということよろしいですか。

事務局 目標値につきましては、次回以降に検討したいと思います。

部会長 では、数字を御説明いただくときにその根拠、あるいは現実的に見てこれが妥当な数字だという御説明も併せてお願いします。

D委員 A委員がおっしゃられたように、目標の数値等のアウトプットだけではなく、成果等のアウトカムが今はすごく大事ではないかと思います。その成果が少し見えにくいので、それも含めて一緒に共有しておけば良いのではないかという御意見だと思います。私も非常に大事だと思います。

それから最初に出たPDCAサイクルについて、大変だと思いますが、1次計画からの流れが上手く整理できればよりわかりやすくなるし、何が大事になってきているのかがわかりやすくなると思います。

A委員 5次計画の特徴にもなると思います。全体のボリュームが増えたのは良いですが、内容は第4次計画とあまり変わっていません。やるべきことがより繊細になったことは、取り組みやすくて良いのですが、5次計画として世の中に公表した時に、4次計画と5次計画を比較すると特徴が明確に打ち出されていない感じがします。お話ししたPDCAを1次から1～2ページにまとめていくと、この計画冊子を基に勉強会等をする時にすごく役に立つと思います。5次計画はこういうことをメインでしないといけないという流れがわかるくらいの大雑把さで良いと思いますので、そのようなものがあると便利だと思います。

部会長 ありがとうございます。PDCAサイクルを回す点で、あるいは回っているのか確認する点で、1次計画からの変化や、その時々の特ピックスを例えば一覧表にする、あるいは、各計画の前には必ず量的調査を行っていますので、その中で特徴的だったことを一覧表にして並べることも考えても良いと思います。1次計画や2次計画はだいたい前になりますので、データを掘り起こす作業は大変かもしれませんが、そういったことも含めてまた相談できたらと思います。

B委員 PDCAは、何回も耳にたこができるくらい言ってきたと思います。事務局の方も、本文の辻褄を合わせる作業は大変だったと思います。先ほどの件ですが、実態調査は3次計画から始まりました。1次計画、2次計画は違うやり方です。重点施策も当時からあるわけです。4次計画は、今回と変わりません。5次計画も顔が見える関係ということで具体的施策①と②が重点施策です。それから前は包括的相談支援体制が重点施策だったものが、重層的支援体制整備事業に発展したというストーリーでも良いと思いますが、重点施策だけでも、D委員やA委員が言われたような流れの資料があった方が良いでしょうと思いますし、それが当然だと思います。継続性で見ると3次計画、4次計画、5次計画ですから、過去2回分だけです。委員になる前に、1次計画の第1回の議事録と資料からすべて確認していましたので、だいたいこうなることは前から予想していました。例えば「まちの縁側」も、確か2次計

画か3次計画の重点施策でした。それが上手くいかなかったから取り外したのです。都合が悪くなったら消すということです。今回のコミュニティソーシャルワーカーの認知度もそうです。3次計画からどんどん減って、半減近くなっています。目標は30%ですが、結果は9%です。これを今回また削除しようということですね。気持ちはわかりますが、それをやってしまうと結局PDCAは回らないと言いますか、福祉総務室自体に要因分析・要因解析するノウハウが培われないです。毎回毎回事務局のメンバーが2～3年でコロコロ変わるので、結局この繰り返しです。

もう一つは、福祉総務室がセンターになっていません。先ほど事務局からお話があったように、各所管から依頼があってこれを出したとのことで、それは良いのですが、本来、地域福祉計画は各個別の上位計画です。吹田市は横並びだと言って、また上位計画にします、また横並びと、グラグラグラしています。別に上位でなくて良いと思いますが、センターとして包括的に見て事務局からこの評価指標にすると、指定するくらいの力量がないと包括的支援体制の整備は進みません。他の各部署が、包括的支援体制の根幹をわかっておられますか。この4次計画の評価指標を見てください。どこが包括的になっていますか。各所管の部分最適ばかりです。包括的支援体制は、全体最適でないといけないと前から申し上げています。そして、社会福祉協議会の存在は大事です。それを社協の右手をとったり左手をとったりと、一貫していないです。福祉総務室の職員の皆さんの仕事は、専門性が必要です。日本福祉大学の原田学長が、地域福祉計画の事務局の職員には専門教育がいるとおっしゃっております。それが2～3年でコロコロ変わっています。いつまで経っても福祉総務室が目指す包括的支援体制はできないと思います。それだけ難しいです。もっと上の方、上と言っても市長・副市長です。先進自治体は市長・副市長が旗振って、課長以上は皆勉強しなさいということで、厚生労働省から講師に来てもらう等により取り組んでいます。吹田市はそれが全然なされていないから、いつまで経ってもこの状態が続くと思います。

本題に戻りますが、包括的支援体制ですから、地域福祉計画の記載事項の1番目は地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項です。そこをしっかりと入れておかないといけないのに、4次計画は高齢、障がいの話をしてばかりじゃないですか。これをいかに包括的支援体制の整備に資する指標にするかということです。評価指標が決まれば、皆そのとおりに動こうとするのが普通です。それがこんな個別の自分のところだけ頑張れば良いというのばかりダラダラしていてもいけません。4次計画でも同じようなことが書かれていますが、何故こんなに自治会加入率が低いのか、福祉ボランティア参加は低いのか、要因分析がされていません。目標にもなっていないじゃないですか。福祉ボランティアと地域福祉ボランティア、例えば地域活動の参加者数とか参加率を目標にしていないわけですから。そういうところが回っていない部分です。

特に厳しい子供達に対して包括的な役割・機能を持たないといけない子育て支援センターの指標が全然ありません。高齢者の地域包括支援センター、障がい者の相談支援センターはありますが、子育て支援センター、国で言うこども家庭センターがないです。全国的に機能があまり回っていないということは、こども家庭庁でも言われています。児童部が管轄しているのに、ホームページを見ると全然ないです。吹田市子育て支援センターで、やっとちょっと出てくるくらいです。子育て支援センターの見える化をしないといけないと思います。地域包括支援センターと障がい者相談支援センターの指標を合わせるのであれば、子育て支援センターの相談件数を入れてはどうですか。

あと、一番上の3つ目「高齢者生きがい活動センター」について、この施策の方向(1)は、圏域でいうと身近な地域のことを言っているわけです。身近な地域、近所の自治会の加入率、それから小地域ネットワークについては小学校区レベルです。しかし、「高齢者生きがい活動センター」は、全市1か所しかないので、圏域の観点から違うということでは撥ねないといけません。もし入れるなら「高齢者生きがい活動センター」だけでなく、ここを交流という位置付けにするのであれば「ふれあい交流センター」など、交流関係の施設・機関を吹田市全域で設定したり、あるいは分野別にせば良いと思います。とにかく、全て包括的に見られるようにしないと意味がないです。高齢者の生きがい活動センターが10%増えたけど、違うところでふれあい交流サロンが10%減ったのであれば意味がないです。全市の状況が包括的に見られるようにしないといけないのではないのでしょうか。

あと、高齢者の施設関係です。特別養護老人ホームとか障がい福祉サービスをやめにして、もっと新たな包括的な指標にするなど、色々案はあります。

部会長 ありがとうございます。子育て支援センターの相談件数は、確かにおっしゃるとおりかと思いますので、指標に入れていくということで、御検討いただけたらと思います。また、個々の評価指標というよりは評価指標案そのものが何を指すのかという御指摘だったとも思います。これは引き続き、次回この指標で何が表せるのかも含めて議論できたらと思います。

(3) 第5次地域福祉計画に掲載するコラムの検討

資料3 第5次地域福祉計画に掲載するコラム案及び依頼先一覧表

部会長 それでは続きまして、議題(3)「第5次地域福祉計画に掲載するコラムの検討」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、資料3「第5次地域福祉計画に掲載するコラム案及び依頼先

一覧表」を御覧ください。

5次計画では、「地域福祉」というキーワードをより身近にイメージしていただけるよう、コラムを4次計画より多く掲載する予定としております。

本日お示ししている資料は、掲載を予定しているコラム案と掲載予定ページを一覧にしたものとなります。現時点で計画素案の本文には、コラムを掲載する枠のみを設けており、コラムの具体的な文章等は現在作成を進めているところです。コラム案作成後、資料に記載の修正依頼先に、修正依頼をさせていただきコラムの文案が完成する流れとなります。

完成したコラムの文案につきましては、次回の策定部会において提示し、御審議いただく予定としております。

本日は、コラム案のテーマや掲載場所が適切かどうか、また追加した方がよいテーマなど、お気付きの点がございましたら御意見をいただければと思います。事務局からの説明は以上です。

部会長 より親しみを持って計画を見ていただけるようにということで、コラムの量を前回よりも増やし、全部で32個予定されているということです。こちらについての御質問・御意見等いかがでしょうか。

A委員 フォントは本文と同じですか。ずっと同じ形がくると読みづらいと思うので、そこは見やすいように工夫してもらえたらと思います。

(4) その他

ア 吹田市社会福祉審議会地域福祉計画策定部会について

イ 吹田市社会福祉審議会全体会について

部会長 それでは最後になりますが、議題(4)「その他」について事務局から説明をお願いします。

事務局 今後の会議スケジュールについて、連絡いたします。第2回社会福祉審議会地域福祉計画策定部会の開催は、令和8年8月7日金曜日午後2時から本日と同じ災害対策本部会議室にて開催いたしますので、御出席いただきますようお願いいたします。

なお、次回で5次計画策定における策定部会は最終回となります。

続きまして、第2回社会福祉審議会全体会は9月18日金曜日午後2時から、吹田市役所高層棟3階の災害対応オペレーションルームにて開催いたします。

なお、全体会につきましては、第2回が社会福祉審議会にて5次計画策定に係る検討は最後となり、11月開催予定の第3回にて答申をいただく予定と

しております。会議の開催につきましては、改めて皆さまに御案内いたしますので、御出席いただきますようお願いいたします。事務局からの連絡は以上です。

部会長 それでは、これをもちまして本日の策定部会は終了いたします。

3 閉会